

データ利活用制度・システムの 検討に向けて (事務局提出資料)

令和 7 年 10 月 2 日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

データ利活用を巡る現状と課題 （データ利活用制度の在り方に関する基本方針より趣旨を抜粋）

○社会的背景

- 我が国は総人口の減少、そして、それを上回るスピードで生産年齢人口の減少に直面しており、社会や経済の活力維持が大きな課題となっている。
- データとAIの利活用は、限られた人的資源を補完しながら新たな価値や知の創造を促進し、生活の質の向上と個人の幸福・自由、そしてWell-Beingを実現する社会を支える基盤となる。

○データ利活用の現状

- データは「現代の石油」と例えられ重要性が指摘されてきたものの、日本では行政データを含め国際的に見ても利活用による価値創出が遅れており、その背景には、我が国特有のビジネス慣行や制度的枠組みの複雑さがある。
- 企業や行政の現場には依然としてアナログ業務が残り、情報システムが導入されていても「技術的負債」によって最新のデジタルツールを十分に活用できないことが多く、仮に業務がデジタル化されていてもデータは部門ごとの効率化にとどまり、他部門や他主体との共有や連携による利活用や価値創出にまで至らない現状。
- このような背景の下で構築されてきた法制度や情報システムも部門横断・主体間の連携を前提としておらず、柔軟性や基盤整備の不足がデータ利活用の広がりを制約している。

データ利活用：日・米・EUの法体系比較（イメージ）

	データの保護	データ利活用 (個人起点（一次利用）、社会起点（二次利用）)
EU	GDPR (2016)	データ法（2023） 民間の非個人データ（IoT等）の共有促進 データガバナンス法（2021） オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 データスペース構想（2020） ヘルスケア、産業・製造等。14の分野で広域のデータ連携を検討中 EHDS法 (医療・2025) - ヘルスデータ基盤の構築 - ヘルスデータ(仮名化情報)の第三者提供に同意不要 - 医療機関からのデータ提出義務 PSD3（金融決済・検討中） 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正
日本	個人情報保護法	官民データ活用推進基本法（2016） 医療などの個別分野においては作用法が制定
米国	連邦 HIPAA法 (連邦法・医療・1996) GLBA法 (連邦法・金融・1999) 各州 CCPA(カリフォルニア) 等 (一般法・特別法)	民間企業(大規模デジタルプラットフォーム)内での自成的なデータ連携・利活用

データの利活用に対する
プロアクティブな制度
化アプローチ



データの独占に対する
リアクティブな規
制アプローチ

データ利活用制度・システム検討会のこれまでの検討

R6.11月12日
デジタル行財政改革会議

R7. 2月20日
デジタル行財政改革会議

R7. 4月22日
デジタル行財政改革会議

R7. 6月13日
デジタル行財政改革会議

第1回	データ利活用の現状と課題①	R6.12月26日
第2回	データ利活用の現状と課題②	R7. 1月21日
第3回	データ利活用の現状と課題③	R7. 1月24日
第4回	個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し、金融分野 他	R7. 2月13日
第5回	医療分野 他	R7. 2月26日
第6回	教育分野、AI 他	R7. 3月4日
第7回	産業分野 他	R7. 3月12日
第8回	官民のデータ活用	R7. 4月1日
第9回	重要論点(医療、モビリティ、金融)	R7. 4月15日
第10回	重要論点(データガバナンス、人流データ 等)	R7. 4月24日
第11回	データ利活用制度の在り方に関する基本方針（案）	R7. 5月13日
	「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」について、 デジタル行財政改革会議決定及び閣議決定	
第12回	データ利活用制度の在り方に関する基本方針のご報告	R7. 6月18日

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）

2025年6月13日 デジタル行財政改革会議決定
同日 デジタル重点計画の一部として閣議決定

将来像

データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するため制度・システム・運用全体を再設計→人口減を克服しWell-Beingを実現。

検討の視点

A データ利活用による新たな価値の創造

B リスクにも適切に向き合いつつ
AI-Poweredな社会実現

C 透明性・信頼性の確保
（プライバシー、知財、安保等）

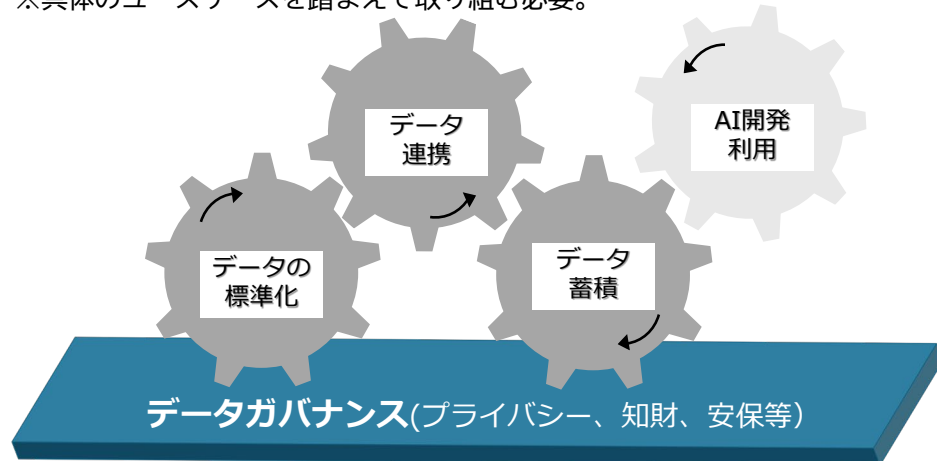
※データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係。



分野横断の取組

① AI活用にも資する円滑なデータ連携を実現するデータ利活用制度構築、②AI開発を含めた統計作成等における同意にとらわれない本人関与の在り方等を含む個情法改正、③官民協働によるユースケース創出の取組を一体的に推進し、データとAIの好循環を形成。（今後、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などの必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す）

※具体のユースケースを踏まえて取り組む必要。



主な検討事項

データの標準化

○ データ連携を円滑化するため、国が重要分野のユースケースについて標準規格を策定

データ連携の推進

○ 「データ連携プラットフォーム」制度の構築（個人情報や知財等が含まれるデータを安心して預けられるガバナンス（公平性、競争条件等）を確保）
○ トラスト基盤の整備（事業者の真正性、実在性を確認するため公的な法人認証も対応検討（国際的な相互運用性確保））

データ蓄積 ・アクセスの円滑化

○ 質の高いデータ収集（社会経済的に重要なユースケースについて義務的手法や補助金誘導等）
○ デジタル公共財の整備

データガバナンス

○ 個人情報保護の適正な取扱い確保（個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合における同意にとらわれない本人関与と必要なガバナンスの在り方、事後的規律の整備など、バランスの取れた早期の個人情報保護法改正）

先行分野の取組

行政保有データの利活用

- ・ 政府におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の確立
- ・ 分野間におけるデータ連携の推進、識別子

医療データ

EHDSを参考にした創薬、医学研究などの二次利用を進めるための包括的・体系的な法制度、情報システムの整備等（来年夏目途に議論、法改正が必要な場合は令和9年通常国会提出を目指す）

金融データ

- ・ 家計の収支管理等の設計・点検を容易に行うために必要な金融情報の見える化に向けた取組を推進
- ・ クレカについて令和7年度中にAPI接続に向けた対応の方向性・工程のとりまとめ

教育データ

自治体を越えた教育データの連携を可能とする認証基盤をGビズIDやJPKIを活用して整備（令和7～8年度に認証基盤の整備に向けた調査・技術実証等）

モビリティデータ

- ・ 標準化や活用事例のベストプラクティス創出推進
- ・ 官民のデータ連携・共有スキームとして「モビリティデータスペース」確立（令和7年度に先行自治体において取組開始）

データ利活用の推進に係る制度整備に向けた論点（案）

- 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」で示された内容をどのようにして具体化していくか。
 - 各分野のユースケースに即したデータの標準化を進めていくために、どのような課題があるか。具体的な方向性をどうするか。
 - 国際的な相互運用性も確保しつつ、データ連携の基盤となるトラスト基盤をどう整備・運用するか。
 - 様々なデータの利活用に当たり、データガバナンスの在り方をどう考えるか。
- データ連携の推進の一環として制度化を検討する「データ連携プラットフォーム」の機能整備に向けて、どのような論点があるか。
 - 信頼性を確保するための制度としてどのようなものが考えられるか。（例：国による許可、認定 等）
 - どのような目的のデータ連携を対象とするべきか。（例：社会的課題の解決 等）
 - 安心してデータ提供を行うためにどのような仕組みが求められるか。（例：セキュリティ、データ管理に係るガバナンス 等）
- データ連携の促進やデータ提供のインセンティブ確保に向けてどのような措置が考えられるか。
 - データ利活用を行うに当たって、どのような法制上・実務上の課題があり、それに対しどのような対応策が考えられるか。
- 行政保有データの利活用に向けてどのような制度・仕組みを検討すべきか。
 - 行政保有データの連携を一層進めるための制度・仕組みとしてどのようなものが考えられるか。（例：利活用主体の発掘 等）
- これらの制度・仕組みに係る具体的なユースケースとしてどのようなものが考えられるか。